

## 大分市複合文化交流施設基本構想策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における複合文化交流施設に関する基本構想の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市複合文化交流施設基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 複合文化交流施設の機能に関すること。
- (2) 複合文化交流施設を構成する施設に関すること。
- (3) その他市長が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 市の職員

### (参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、第2条の規定による報告がなされる日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報償金等)

第7条 委員(第3条第2項第4号に規定する委員を除く。)に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを支払わないものとする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市計画部駅周辺総合整備課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

#### (この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告がなされる日限り、その効力を失う。